



NEWS, TOPICS, INFORMATION, OPINION & EDITORIAL

No.54

2020.7.15 発行人 深海 信彦 発行所 全国刀剣商業協同組合 編集委員会 〒169-0072 東京都新宿区大久保2-18-10 新宿スカイプラザ1302 TEL:03(3205)0601 FAX:03(3205)0089 http://www.zentoshou.com/

第54号編集担当 赤荻 稔 飯田 慶雄 伊波 賢一 大平 岳子 大平 将広 嶋田 伸夫 清水 儀孝 生野 正 瀬下 明 土子 民夫 綱取 謙一 土肥 富康 服部 暁治 深海 信彦 松本 義行 冥賀 吉也 持田 具宏

東京美術倶楽部のコロナ禍対策と刀剣交換会 長期戦に対応する「新しい日常」

本年一月、「中国武漢で新型コロナウイルスによる感染症流行の兆し」との記事が出た。毎年のインフルエンザをはじめ、過去にも東南アジアや中東で大流行する感染症を心配しつつも「高齢者や基礎疾患のある方は注意が必要だが、大方は軽症で終わる」との情報に、対岸の火事と感じていた方も多かったであろう。三月までは。

世間で感染拡大懸念が伝わる中、刀剣界などの美術業界に感染者は出ていなかった。しかし、三月二十一日に陽性反応者発生連絡が回る。東京美術倶楽部を会場とする会主の対応は迅速であった。

茶席、展示会などに会場を貸す株式会社である。

東美組合員は組合出資金を納めることも、倶楽部の株券を購入し所有する。よく倶楽部員と称するが、協同組合と貸席会社の異なる目的組織に同時に属する。運命共同体の関係である。一方、運営はそれぞれ、理事と取締役が担っている。倶楽部では東美全体の交換大会のほか、東美組合員が会主となる私設交換会を開催している。

催の道具の交換会では、出品量が多く大きな品物もあり、一部は既に前日に飾られていたが、感染拡大を懸念した苦渋の選択であろう、直前に中止の英断が下された。

が連携し、コロナ対策本部を設置。同三十日には、①感染予防対策(検温・マスク着用・手指消毒・うがい励行・換気)、②本部員の情報共有と正確な開示、③組合員への正確な告知、④貸席に換気の良い三階使用、三密回避のため食事禁止の方針を打ち出している。

催の道具の交換会では、出品量が多く大きな品物もあり、一部は既に前日に飾られていたが、感染拡大を懸念した苦渋の選択であろう、直前に中止の英断が下された。

席利用ガイドラインが発表され、質疑応答と倶楽部提案の会場設営公開があった。だが刀剣業界には不向きな面もあり、一階も機械での外気換気が可能で使用依頼もあり、六月十六日から十八日と続く刀剣の交換会は、一階でモニター設置と三密防止座席レイアウトを提案し受け入れられた。

その後の協議を経て翌週五月三十日、「緊急事態宣言解除に伴う営業体制」が案内された。会場設定もその三日間で日々進化した。この時点では「ステップ2」であり、イベント開催は百人までとなっていたが、その後ステップ3に進み六月十九日に休業全面解除となると、各交換会もこれに従うこととなった。

東京美術倶楽部の基本方針を記載する(六月末現在。七月に飲食一部緩和)。

多くの国民の協力態勢の下で、感染者数も安定しつつあった五月十五日、都では休業要請解除を見据えて段階的な解除の骨格(ロードマップ)が「ステップ」で表現された。同二十二日には倶楽部主催「新しいあたりまえ」を工夫・定着させる貸

- ②マスク着用(飛沫防止)、手指消毒・手洗い・うがい励行 ③会場入場時の検温、発熱者・体調不良者の来場自粛 ④館内での食事・飲酒禁止 ⑤来場者リスト提出

あらためて認識したいのが、諸要請は解除されたが、また新型コロナウイルスの特効薬もワクチンもなく、日々感染者は発生し、死亡者も出ていることだ。抗体を持っていても再発しない保証はなく、自覚症状がなくても近い人にうつし、相手によっては死に至らしめることもある。六十歳以上の死亡者が多いが、若くして命を落とす方もいる。

コロナ禍を機に、世の中はさまざまに変化し、苦難を乗り越えようとしている。われわれの業界も、次代に向かって変化を恐れずに行動することが今、求められているだろう。

多くの国民の協力態勢の下で、感染者数も安定しつつあった五月十五日、都では休業要請解除を見据えて段階的な解除の骨格(ロードマップ)が「ステップ」で表現された。同二十二日には倶楽部主催「新しいあたりまえ」を工夫・定着させる貸



倶楽部提案の交換会デザイン。座席にソーシャル・ディスタンスを確保し約100席

銀座日本刀ミュージアム 泰文堂 〒104-0061 東京都中央区銀座6-7-16 岩月ビル2階 代表 川島 貴敏 TEL 03-3289-1366 FAX 03-3289-1367 http://www.taibundo.com

刀剣 高吉 古名刀から現代刀、御刀のことならお任せください! 連絡先 090-8845-2222 代表者 高島 吉童 東京都北区滝野川7-16-6 TEL 03-5394-1118 FAX 03-5394-1116 www.premi.co.jp

刀剣・書画・骨董 和敬堂 土肥 豊久・土肥 富康 〒940-0088 新潟県長岡市柏町1-2-16 TEL 0258-33-8510 FAX 0258-33-8511 http://wakeidou.com/

町田 久雄 三峯美術店 刀剣古美術 埼玉県秩父市野坂町一十六ー二 西武秩父駅連絡通路町久ビル内 TEL 0494-11313 FAX 0494-113067

大阪刀剣会 吉井 唯夫 美術刀剣、小道具、武具類の売買、加工及び御相談承ります 大阪市中央区日本橋二丁目一 TEL 06-6631-1211 FAX 06-6644-1544

刀剣業界の情報紙である『刀剣界』では、記事を募集しています。ニュースや催事情報、イベント・レポート、ブック・レビュー、随筆・意見・感想など、何でも結構です。写真も添えてください。組合員・賛助会員以外の方も歓迎です。ただし、採否は編集委員会に諮り、紙面の関係で編集させていただくことがあります。

再開した交換会は新方式で 東京美術倶楽部で三カ月ぶりに開催

これからの安全な
交換会運営について討議した



新型コロナウイルスの感染拡大に伴って、特別措置法に基づく緊急事態宣言が七都府県に発せられたのが四月七日のこと。十六日には、政府が緊急事態宣言を全都道府県に拡大。東京は特定警戒都道府県と位置づけられ、最低七割の極力八割の接触削減の実現が呼びかけられました。

東京都の緊急事態措置に基づく休業要請が発せられると、われわれ組合員も自粛を余儀なくされ、店の休業、市場の休会と、業界の基盤を揺るがされる事態に追い込まれました。刀剣関係の市場が開かれる東京美術倶楽部ビルも休館となってしまいました。

休むことなく運営されていたと聞きます。長い業界の歴史の中で、今回は負の歴史として刻まれる未曾有の出来事となったわけですが、全く商売ができなかった方もおられ、皆さまが「思いをされたこと」だと思います。

再開する交換会を安全に開催するにはどうしたらいいか。六月十二日夕方、東京圏の組合理事十三名を中心として、安全対策会議が新橋プラザビル内の東京美術刀剣商業協同組合において開かれました。会議の冒頭、深海理事長から「東京美術倶楽部の要請も踏まえ、総理大臣認可組合であるわが組合の交換会の場から方が一にも感染者を出さないよう、徹底し

た感染防止対策を講じる必要がある」との説明があり、参加した理事からはその後の討議でさまざまな対策が提案されました。

三時間以上にわたる協議の結果、新しい安全な交換会の形として、①入場者全員の検温を実施し37.5度を超える方は入場をお断りする、②マスクを着用する、③アルコール消毒液による手の消毒を行う、④会場では私語を慎む、⑤水分補給を除き会場内での飲食は禁止とする、⑥品物の並べ方をコの字型にすることで参加者間の距離を保つ、⑦セリ台の品物をカメラを通してディスプレイに表示し入札ミスを防ぐ、等々、多くの方針が取り入れられました。

あ、中国発の新型コロナさえなかったなら……と恨んでいても始まりません。これからかわれわれは、日々の努力でこのコロナ禍を乗り切っていかなければなりません。

本紙前号で深海理事長が書かれていたように、業界のインフラには全く変化はなく、刀剣業界は決して不景気でも不況でもありません。



従来の風景とは
やや趣を異にした交換会

ん。それぞれが健康を維持してこの苦境を乗り切れれば、遅れはくらくらでも取り返せるのです。この指針は誠に力強く、大きな励みになっています。

みんなで力を合わせ、刀剣業界の一日も早い回復を目指そうではありませんか。(生野 正)

■第三回「刀剣評価鑑定士」認定試験は8月27日に実施

「刀剣評価鑑定士」の第三回認定試験を、来る八月二十七日(休)交換会終了後、東京美術倶楽部において実施します。奮って参加されますよう、ご案内します。

- ①受験資格 組合加入期間が五年以上の組合員もしくは賛助会員で、古物商許可証取得後五年以上の方
- ②受験料 一万円
- ③試験問題 二肢択一式一〇〇問
- ④試験時間 六〇分
- ⑤合格点 一〇〇点満点の八〇点以上(認定委員会が審査し最終認定する)
- ⑥認定発表 試験の二週間以内に本人宛通知。本紙・組合ホームページに掲載する

※受験される方は七月末日までに組合事務局までご連絡ください。関係書類をお送りします。

■当組合の賛助会員にご加入をお願いします

全国刀剣商業協同組合の活動に賛同し、ご支援くださる「賛助会員」の皆さんを募集しています。特に資格は問いません。本紙「刀剣界」の「全刀商」誌・「大刀剣市」カタログ(招待券とも、開催年に限る)をお送りするほか、本紙での紹介・投稿などを優先して掲載します。賛助会費は年間五千円(税込)です。お申し込み・お問い合わせは組合事務局までお願いします。

第33回通常総会を紙面による決議で開催

全国刀剣商業協同組合の第三十三回通常総会は五月十七日に開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大に伴う国家緊急事態宣言に加え東京都の休業要請を受け、会場に予定していた東京美術倶楽部が当面の間休業のため使用が不可能になりました。

そこで、紙面理事会決議に基づき、組合員の皆さまに議案書等を送付した上で、紙面による総会決議の方法を採らせていただきました。

議案は次の通りです。

- 報告承認の件・二〇一九年度会計報告承認の件・監査報告
 - 〈第2号議案〉二〇二〇年度事業計画案決定の件
 - 〈第3号議案〉二〇二〇年度収支予算案決定の件
 - 〈第4号議案〉役員報酬の件
 - 〈第5号議案〉経費の賦課および徴収に関する件
 - 〈第6号議案〉二〇二〇年度借入金残高の最高限度に関する件
 - 〈第7号議案〉一組合員に対する貸付け、または一組合員の為に債務保証の残高の最高限度に関する件
- 五月十五日を到着期限として認

組合員証+刀剣評価鑑定士証の効用!?

それは三月の初め、ワイドショーが「感染症だ」「新型コロナウイルスだ」と取り上げてはいても、クルーズ船「ダイヤモンドプリンセス」の乗客が話題の中心で、小生のような一般庶民とはまだ縁遠い話だったからです。

その日、小生は上野で仕事の話があり、昼過ぎに先方まで向かい、刀と脇指計七点を買い入れ、それから上野駅二階の食堂で遅い昼食を済ませ、高輪線が宇都宮線へ帰ろうとしていました。

中央口から十三番線に行こうとしていたら「すみません」と声を掛けられ、振り返ると「おまわりもとい制服を着た警察官が「これは何ですか」と小生が背負っている刀袋を指して問

いかけてきます。これはかなり危機的状況なのではないか……。刀剣界の生き字引と言われる大林幹夫先輩の言葉が浮かんでくる。「オレなんか、車に乗っていた時、職務質問でトランクに積んだ刀が発見されると、警察署に連れていかれて刀と登録証が合っているか一点一点調べられ、犯罪性がないとわかると「すみません」の一言もなく帰されたよ」という悲劇的体験である。

ああ、小生も別に何ら問題のある行動はしていないのに同じようなことになるのかなと思いつつ、「これは何ですか」に答える。

「刀剣です」と言いながら、全国刀剣商業協同組合の組合員証と刀剣評価鑑定士証をケースから取り出し、「私はこういう者なので、刀剣を持ち歩いています」と言うと、警察官は二枚の証明書と小生の顔を見比べて、「いや、失礼し

ました」と言い、「やはり剣道もなさるのですか」「いえ、私は刀剣の販売だけです」「どうですか、それでは」と去って行きました。

現在、われわれは(大林先輩も含めて)全国刀剣商業協同組合の組合員証を持っています。小生と当時の大林先輩との違いは、加えて刀剣評価鑑定士証を持っていたかどうかでしょう。

もちろん、今回たまたまうまく行っただけなんじゃないかと思われてしまうこともあるかとは思いますが、少なくとも一回はうまく行きました。うまく行って当たり前ですが、それが難しいことともわかっていきます。

どうか皆さまも、警察官の職務質問に遭ったときは、組合員証と刀剣評価鑑定士証を出してみてください(職務質問などに遭わないのが一番いいんだけどね)。

(持田員宏)

催事情報

板橋区立郷土資料館

〒175-0092 東京都板橋区赤塚5-35-25 ☎03-5998-0081
https://www.city.itabashi.tokyo.jp/kyodoshiryokan/

伝統工芸展

「甲冑刀装 甲冑師・刀剣柄巻師・白銀師のあゆみ」

今回は、板橋区内の甲冑師・刀剣柄巻師・白銀師に注目します。伝統工芸としての甲冑・刀装の魅力をご紹介します。「いたばしびと」3名(三浦公法・一ノ瀬種忠・菅原静雄)の工芸世界をぜひご覧ください。なお、参考資料として、一般社団法人日本甲冑武具研究保存会所有の甲冑類や、実物の刀剣にさわられるコーナーも登場します。

会期：7月11日(土)～11月23日(月・祝)



白糸肩赤威腹巻

長岡市栃尾美術館

〒940-0237 新潟県長岡市上原町1-13 ☎0258-53-6300
https://www.lib.city.nagaoka.niigata.jp/?page_id=135

日本刀の美4 日本美術刀剣保存協会長岡支部会員愛刀展

日本美術刀剣保存協会長岡支部会員の愛刀を中心に展示する本展は、平成20年から開催し、このたび第4回目を迎えます。今回は鎌倉初期の古波平と伝わる太刀から鎌倉時代に京都で活躍した二字国俊、妖刀伝説で名高い村正やその弟子で名槍「蜻蛉切」の作者とされる正真の槍、越後の出身で幕末に活躍した栗原信秀、長岡ゆかりの兼宗や水順子正兼、現代刀では新発田市出身の人間国宝天田昭次の太刀、幕末から明治にかけて活躍した越後村上出身で庄内藩酒井家お抱えの力士、朝日嶽鶴之助が使用した横綱太刀拵などをご覧ください。また昨年、天皇陛下ご即位に因み、大正天皇御大札の際に使用された御大典衛府太刀拵も併せて展示します。

会期：5月21日(木)～7月26日(日)



日本刀の美 IV

会場によって休館日が異なります。事前に確認の上、お出かけください。

国立公文書館

〒102-0091 東京都千代田区北の丸公園3-2 ☎03-3214-0621
http://www.archives.go.jp/

競い合う武士たち—武芸からスポーツへ—

本展では、日本の近代スポーツの前史として、武芸を取り上げます。武芸の歴史を古代まで遡り、戦場での武芸や儀礼としての武芸、魅せる武芸、そして泰平の世となり戦場で戦うことがなくなった江戸時代の武士たちの武芸など、時代とともに武士の姿と武芸の性格が変化していく様相をご紹介します。

会期：6月16日(火)～8月30日(日)



茨城県近代美術館

〒310-0851 茨城県水戸市千波町東久保666-1 ☎029-243-5111
http://www.modernart.museum.ibk.ed.jp/

名作のつくりかた

名作は、いかにして名作になったのか。本展では、横山大観や菱田春草、中村彝など当館の中でも特に人気の高い所蔵作品を中心に、素材や技法、構図などに着目し、作家が作品をどのように構想して完成へと導いたのか、制作の裏側を探ります。

中村彝(1887-1924)や中西利雄(1900-1948)、浦田正夫(1910-1997)などの作品については、完成作とスケッチや下絵を比較することで、あるいは作品に描かれたモチーフに注目して画家が遺した家具などと比較することで、作家の意図を読み解きます。さらには中村義孝(1954年生まれ)や間島秀徳(1960年生まれ)など、素材の特性を見つめ直し、現在、独自の表現を試みている作家の制作方法については、作品と併せて写真や映像により詳しく紹介します。

そのほか、横山大観(1868-1958)《流燈》や菱田春草(1874-1911)《落葉》など当館を代表する所蔵作品の見所をくわしくご紹介することで、名作に親しんでいただく機会といたします。

会期：7月11日(土)～9月22日(火・祝)



菱田春草「落葉」



木々に覆われた島崎城址。右下に見えるのは廃城時の逸話を伝える「お投げの松」の後代

「下」さんですか、それともヒジコさん? 違っ! 「文字通りツチコです。こんなやりとりを今までに何百回繰り返したことが。土や子が付く名字(苗字)でも、土方さんを下カタ、金子さんをキンと読む人はまずいない。それなのに私の場合、初対面で正しく言ってくれた方はごく少数であった。藤沢周平の『師弟剣』にも、わざわざヒジコのルビが付されていた。ツチノコさんと呼ばれたこともある。幻の珍獣ではないのだ!

識者に聞くと、土は「肥沃な土地」を示し、子は接尾辞で大した意味はないという。名字は「歩く地名」と言われ、八ヶ九割が土地に由来するそうだが、祖父から昔は土子村だったと聞いていた北浦の西の入り江に沿った一帯は、湿地と水田ばかりだった。いつのころにか住み着いたわが祖先と後裔が、その地を名字とともに背負い、営々と暮らしを紡いできたのであろう。

昨秋、高校時代の友人から分厚い資料とともに「島崎城址が『守る会』のボランティアできれいにされた。一度見に来ないか」と便りをもたらした。思い立って緊急事態宣言の直前、現地を訪ねた。潮来市の奥に位置し、私の生家からは直線でも南に六キロほどのところである。

茨城県潮来市・島崎城
易しすぎて読んでもらえない名字
土子民夫

日本刀 販売 買取 委託
e-sword (株) e-sword (イーソード) 平子誠之
〒350-1115 埼玉県川越市野田町1-4-19 1F
TEL 049-246-6622 FAX 049-246-1407
http://www.e-sword.jp
日本刀 イーソード 検索
mail:info@e-sword.jp

土子一族で江戸初期の剣豪として知られる土子泥之助。こころは「土呂之助」と記され、姓にはなぜか「ひぢりこ」のルビがある(「武稽百人一首」より)

城といっても近世の石垣や天守のあるイメージにはほど遠い、中世の平山城(平野の中の起伏を利用して築いた城)である。それでも、比高一五メートルほどの独立した丘陵に曲輪・虎口・土塁・空堀・馬出・井戸などが緻密に配されており、応永年間(一三九四～一四二八)の築城とされる。天正十九年(一五九一)に佐竹義宣に敗れた当時をしのげる遺構である。

儀幹が秋の生け垣越しに銃殺されたことから、島崎一族の家では萩の屏は結われない。また、儀幹の愛馬が黒鹿毛であったことから、黒馬を飼ってはならない、今でも黒色の車には乗るなど言われている。四百年余を経ても恨みは深い。

美術日本刀・鐔・小道具・甲冑
日本の伝統文化を彩る
JAPAN SWORD CO., LTD.
(株) 日本刀剣
伊波賢一 Ken-ichi Inami
〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-8-1
TEL 03-3434-4321
FAX 03-3434-4324

日本刀の
名品・名刀を販売
店主 小暮昇一
〒529-1131 滋賀県愛知郡愛荘町香掛80-11
TEL 074-914-2211
FAX 074-914-2211
携帯 090-1316-2177
http://www.goushuya-nihontou.com

アオバ企画(株)
高橋一
〒113-0012 墨田区大平4-1-19
TEL 03-3611-1111
FAX 03-3611-1111
メール aobak@pb3.sonet.ne.jp

刀剣・小道具・甲冑武具
目白 飯田高遠堂
代表取締役 飯田慶雄
〒161-0033 東京都新宿区下落合3-17-33
TEL 03-3951-3312
FAX 03-3951-3615
http://www.iidakoendo.com

日本刀・刀装具
販売・買取
美術刀剣松本
松本 富夫・松本 義行
TEL.04-7122-1122
千葉県野田市清水199-1 刀剣松本 検索

美術日本刀・鐔・小道具・甲冑
日本の伝統文化を彩る
JAPAN SWORD CO., LTD.
(株) 日本刀剣
伊波賢一 Ken-ichi Inami
〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-8-1
TEL 03-3434-4321
FAX 03-3434-4324

盗品手配

①脇指

無銘伝越前兼則
東京都第10479号
長さ53.9cm 反り0.9cm
目釘穴1
〈付〉打刀拵

②脇指 一(石堂)

東京都第10480号
長さ41.8cm 反り0.6cm
目釘穴1
〈付〉打刀拵
〈連絡先〉

神奈川県警本部刑事部
捜査第三課盗品捜査係
☎045-211-1212
内線4392

岩国美術館



致道博物館



人物の逸話や店の由来から良き時代を偲ぶ
『明治粹人奇人談』

吉村武夫著・森まゆみ編 ちくま文庫

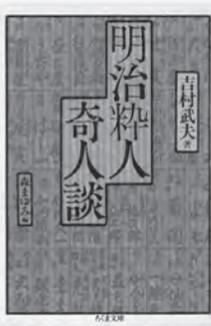
定価(本体六九九円十税)

この本が書かれたきっかけは、「維新の頃より明治のはじめ大江戸趣味風流名物(らへ)」と書かれた一枚のビラである。江戸風流番付ともいべきビラを、昭和三十年ごろ、羽二重団子屋の主人からこれを手渡された著者は、ビラの経緯を調べ、書かれていた人や店を調べていった。

市川団十郎、弁当の弁松、物まねの猫八、駒形とせう、蕎麦の永坂更科など今に残る人名や店もあるが、多くは消えてしまっている。著者は遺族や関係者を訪ねて話を聞き、細々と、しかし、さりげなく独特の文体で、江戸の風景と雰囲気を感じさせている。多くが先の大戦前の世界である。社会、人々の意識、そして流れている時間の速さまでが、今のわれわれとは全く異なっている。

一体どんな人や店が登場するのか。文庫本となる際に編集を担った森まゆみが解説で書いているが、一番印象深いのは、粹人奇人づくしの編の冒頭の「似顔絵師豊原国周」である。

彼は似顔絵描きとしての腕はピカ一。しかし、酒を浴びるように飲み、女房が呆れて家を出ていくと、また別の女房が来て、その女房がいなくなる。また新しい女房が現れて……。家もやたらと引越す。ある時は一日に三回引越した。最後の家も気に入らず引越そうとしたが既に夕方、あきらめて寝たとか。まあ、こんな人が家族にいたら、もう大変だろう。国周は職人気質で、自分の腕には絶対の自信があった。団十郎が似顔絵を見て文句を言ったと聞けば、「団十郎だっ



て自分で自分の顔や仕草はわかるめえ」と啖呵を切った。すごい人がいたものだ。

清元の菊寿太夫は芸達者であった。しかしお金の縁は薄く、魚の切り身を夫婦二人で分けて食するほど、貧しかった。それでも、夫婦で向島百花園へ出かけ、梅が咲いていないと、懐から取り出した紙を短冊形にし、即興でひねった一句を木に結び付けたという。

「まだ少し梅が早い」と言う客はにっこり笑顔を返して「おぼろげな何という遊びごころだろう。銀座の路上で骨董品を売り、木挽町七丁目で商売をしたという(もろろんうまかいかな)ともある。そんな人が今、われわれが歩いている界隈で暮らしていたのだ。不思議な気持ちになる。

味づくし編。例えば「料亭 柳島橋本の表二階」なんていうタイトルからして素敵である。そして、「橋本へ着けるや雪のうかれ舟……」四代目菊五郎作の小唄を書き出しに、尾崎紅葉も遊んだという料亭橋本の歳月が語られ、読者は、その世界にふっと入ってしまう。本欄でも以前取り上げた『生麦事件』の作者吉村昭も、書き出しはうまいのだが、この本の著者吉村武夫は(既にお察しかもしれないが)その兄なのである。「名物くらべ」をよくと見ると、「片切 加納夏雄」とか「筒はし」など、刀職関係者の名前も見られる。が、彼らについては書かれていない。「刀装小道具講座」や「刀装金工事典」等の書籍は力作であるし、学恩は計り知れない。それでも「吉村武夫なら、加納夏雄先生をどのように書いたらいいか」と筆者は思わずにはいられない。

この本は一編一編が大体四、五ページで完結する。筆者は総武線三鷹駅から電車で乗ると本を開き、発車して、吉祥寺、そして西荻窪と来る辺りで大体一編を読み終わってカバンにしまい、荻窪で降りて丸の内線に乗り換える。その日はもうそれで終わり。筆者の場合、なぜかもう読めないのである。そんな読書もまた楽しいと思う。(小島つとむ)

吉村武夫 大正元年静岡岡富士市生まれ。家業の製綿製糸に従事。著書に『ふとん綿の歴史』『綿の郷愁史』『綿の民族史』がある。

「登録証問題」を考える 25

事例 37 文化行政は片手間!

江戸時代後期の薩摩国の刀工、伯耆守正幸は「文化十年酉八月八十一歳造」などと刻銘し、八月日、八月吉日などとはしない。これは周知の事実であろう。

この刀は昭和二十七年に、鹿児島で登録された刀である。これだけでも価値が高い。所持者が薩摩の人で、出所が良かろうと容易に想像できるからである。登録証はテープで補修されていたらしく、劣化が激しい。鹿児島県1712号(なぜか1550号とスタンプされ、訂正印が押されている)。

銘文は「伯耆守平朝臣正幸/文化十年酉八月日」と書かれているが、これで在籍が確認された。種別が太刀とあるのは、佩表に刻されているので、不思議はなく、長さ三尺二寸六分、反り七分、目くぎ穴一個で、現品と完全に一致している。「八月日」としているのはなぜか。「単純な誤記だろうな」とおそろく本欄の読者の多くはそう考えるであろうし、筆者もそう思った。そこで、現物確認をして訂正交付してもらい、状態のよくない登録証を一新すれば、次の所持者も幸いであろうと考え、早速、鹿児島県に連絡した。

私「現登録証は劣化が激しく、しかも内容に不備があります。現物確認を希望します」

鹿児島県「わかりました。書類を送りますので、記入して返送してください」

私「お忙しいところすみませんが、時間ありません。月末までに東京都に連絡がつかないと、来月第三土曜日の登録審査会に間に合いません。よろしくお願ひします」

鹿児島県「では、まずFAXで必要書類をお送りします」

書類を書いて速達で送付した。話はうまく通ったので、これで何とか間に合うと思った。

ところが、鹿児島県から一向に連絡がない。「受け取ったらご一報ください」と手紙を入れておいたのに全く音信がない。「不着か?」恐る恐る電話をすると、「あ、受け取っております」と言う。聞けば、投函した翌日に届いていたらしい。「手紙で覧になってます?」「ああ、はい。手紙も見たが、電話してはくれなかったらしい。来月の登録審査会に合

わせてくれるのか、と念押ししたら、「それは大丈夫です」と言う。それなら、あとは東京都からの連絡を待つだけだ。

ところが……やっぱりそうは行かなかった。鹿児島県から、「当県の原票とは合致しませんでした」という通知が来たのである。今後は東京都の指示に従い、新規登録の手続きを進めよ、とのお達しである。そもそも原票・登録証の記載が現物と異なるから審査をお願いしたのであって、原票と合致しないのは当然である。しばし茫然とした。ふと我に返って、鹿児島県に電話をし、担当者のS氏をお願ひした。

私「何が違うのでしょうか」

S氏「原票は八月日です。都庁の報告では、八月八十一歳造ですので、原票とは異なるという判断です」

私「昭和二十七年当時の誤記ではないのでしょうか」

S氏「私どもは詳しくないので、詳しい先生方に諮りますが、その結果です」

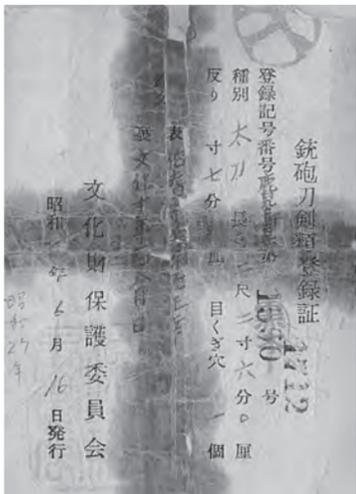
私「昭和二十七年に鹿児島県で、薩摩の刀工の、刀剣史上に残る名工の名刀が登録されてしまった。そのままたまものでしょう? 郷土の文化財を否定してどうするんですか?」

担当者S氏「そう言われても、私どもはよくわかりませんし、全くお話にならない。未来永劫、間違った内容のままにしておけばよかったということになる。それにしても、価値ある初期の登録証を簡単に否定して何が文化行政か。郷土の刀を見捨てるような人たちが刀に詳しい人だ? 突止千万である。担当者のS氏はたまたま銃砲刀剣類登録担当になっただけで、数年したら別の部署に代わるに違いない。しかし、任期中くらいは郷土の刀工について少しは勉強してほしい。

人間の引き出しは、小さな積み重ねで増えていくもの。刀のことについて人よりちょっと詳しいだけで、「君、なかなか面白い男だな!」とか言われ、人生が広がるかもしれないし、知識が増えれば、人生は楽しくなると思うのだが。それとも教育委員会は、子供たちに教育させるのが仕事で、自分たちは学習しない、そういう部署なのか?」

古銭・切手・刀剣 売買 評価 鑑定
株城南堂古美術店
代表
田中 勝憲

〒153-10051
東京都目黒区上目黒四-3-110
TEL 03-3711-0167
03-3711-0168
03-3711-0169
FAX 03-3711-0167



銃砲刀剣類登録証
登録記号番号登録番号
種別 太刀 長さ 三尺二寸六分。反り 寸七分。目くぎ穴 一個

ある刀屋の履歴

飯田慶久
(飯田高遠堂)

◆最終回 両山先生の思い出

近年の刀剣界では、本間薫山・佐藤寒山両先生を知らない方も多くなっている。そこで私から見てどんな方だったか、お話ししたい。

私が大学三年になる昭和五十一年の一月か二月だったと思うが、叔父の飯田一雄に連れられて、代々木の旧刀剣博物館へ佐藤寒山先生を訪ねた。当時、寒山先生は刀和会という勉強会を主宰されていて、その入会をお願いに伺ったのである。

「私の甥ですが、刀和会で勉強させていただけませんか」と言われ、叔父からお願いすると、寒山先生は書き物をされてはしばらく無言だったが、チラッと顔を上げて、「そうか、それなら来月から出てきなさい」と言ってくれた。初めての刀和会の時のことは、今も鮮明に覚えている。

会場の刀剣博物館四階講堂には三十名くらいの方々が参加していて、「本人札鑑定をやっていた。刀剣博物館の深江泰正先生、刀剣商の柴田和夫さん、刀装具研究家の若山泡沫(故人)・福士繁雄両先生、文化庁の広井雄一先生、東



本間薫山先生



佐藤寒山先生

京国立博物館の小笠原信夫先生(故人)、愛刀家の河端照孝さんなど、錚々たるメンバーだった。

ところが寒山先生がお見えになるころには、会場はシーンと静まる。ギーンとドアが開くと、総立ちとなって先生をお迎えた。

鑑定刀五振は、それぞれ先生から指名された者が皆さんの前で説明することになっていた。茎を柄に収めたまま、正解が何かかわらないまま話さなくてはならないから、緊張する。

初参加の時、いきなり「二号刀は飯田君、解説しなさい」と言われた。びっくり叔父だろうと思っている、飯田慶久君」と念を押されてしまった。冷汗三斗の思いで説明に当たったが、幸い法城寺正弘の入札は当たっており、寒山先生に「大変よろしい」との言葉頂き、ホッと胸をなで下ろしたものである。

柴田さんは大学ノートを持参し、毎回一番前の席で寒山先生の講義を記録されていたが、全員の入札結果が張り出されることもあって、みんな真剣に取り組んでいた。

翌年の新年会の時、若山先生が「刀和会は単なる鑑定会ではない。道場と言うのにふさわしい場所であり、しっかりと勉強してほしい」と挨拶された。私も決意を新たに、その後、寒山先生の著書『国広大鑑』『康継大鑑』『虎徹大鑑』などを熟読していったのである。

しかし、寒山先生はそれからわずか二年後の昭和五十三年二月二十六日にお亡くなりになってしまった。私はわずかな期間しかご指導いただけなかったが、古武士のような風貌のお姿は強く印象に残った。



寒山先生17回忌法要の折、鶴岡市の禅源寺にて

残っている。「あなたの刀の師匠はどなたですか」と問われた時私は迷わず「佐藤寒山先生です」とお答えしている。

刀和会はその後も、広井先生を会長として長く続いた。平成六年四月には刀和会を中心とした弟子たちが準備し、先生の郷里鶴岡の禅源寺で十七回忌法要が執り行われた。二百名以上の参加があり、同地の致道博物館では追悼の名刀展も開催された。当時の同館酒井忠明館長(公益財団法人日本美術刀剣保存協会酒井忠久会長の父君)から、寒山先生の思い出話などを伺ったものである。

昭和五十八年九月、杉並区久我山にあった本間薫山先生のお宅を訪ね、鞆書きをお願いした折のことである。先生から「来月十五日の午後一時にいらっしやい」と言われたので、今回ははいぶん早くに頂けるのだなと思っていた。その日時に伺うと、四名の先客がおられた。

間もなくドアが開いて、先生が入ってこられた。五、六振の刀をお持ちになり、柄をほめたまま銘々に渡され、さらに紙も配られた。その紙に調書を取って、入札鑑定をなさいとのことだった。

が、何も承知していなかった私は正直、戸惑ってしまった。それが本間先生の豊城塾に入会した瞬間だった。

一葉の記憶

全国美術刀剣青年会の研修旅行 杉本先輩を偲んで

コロナ禍で生活の流れが一気に変わってしまった。よく「〇年に一度の…」などと言うが、こまめの変貌を予想した人がどれだけいただろう。

うつるわけにも、うつすわけにもいかない。しかし、この変化を受け入れ、対応していくことが生き残る道なのだろう。

国の緊急事態宣言に続く東京都の休業要請に応じ、弊社は休業した。日々溜まっていたデスクワーク、今後の準備に追われながら、

五月に入ると各所の整理や掃除に時間を費やす。

悲惨な報道に包まれる中、陽が差し込むような懐かしい写真に對面した。全国美術刀剣青年会(以下「青年会」)の集合写真である。だが自分も含め、どうも全員が超若い! (あっ、女性は変わりませぬ)

まさに二十八年前、青年会が杉江雄治代表幹事の平成四年夏、東京国立博物館元刀剣室長・加島進先生をお迎えし、大三島・厳島へ



平成4年、安芸の宮島にて。右端杉本一人氏

甲冑・刀剣の研修旅行を行った時の写真である。私も交換会に足を踏み入れたばかりのところ、今でも目に浮かぶ甲冑・刀剣・外装の生さはもちろん、前夜の別行動を楽しそうに話す諸先輩、強面の先輩から帰路で馳走になったビールなど、格別な体験となった。

青年会は昭和四十七年に業界若手の研鑽の場として設立され、後に毎年代表幹事を選出して諸先輩方に見守られながら運営されてきたが、この計画を実行した杉江さん(東京美術倶楽部(以下「東美」)でも既に活躍されており、東美方式の東京大会開催など、革新的な経験を見せていただいた。

さて、この写真を見て懐かしさと同時に気になったのが、優しくて身体と同じく線が細そうに見える、実は信念強靱な杉本一人先輩の様子である。

やはり大人しく品の良いお父上は、本阿弥光遜門で人間国宝永山光幹師の弟子、光寛の号を持つ。一緒に写真を撮ろうとするが恥ずかしがって茶目っ気いっばいに逃げる姿を思い出す。杉本先輩も永山先生の下で研師修業をしたと本人から聞いている。

永山家と伊波家は懇意で、私も運転手として父に随行訪問したが、その時にいらしたかは定かでない。そんなつながりもあってか、青年会で代表を務められた時の交換会後、蕎麦を食べに連れて行っていただき、いろいろなお話を伺った。全国刀剣会では生品の出品でお世話になった。

五月の連休明けに杉本先輩の訃報が入る。近年、病後療養中であつたが、急に体調を崩されたとか。六十四歳、若すぎる。駆けつけられない状況の中、家族葬の意向を重んじ、出てきてくれた写真に巡り合わせを感じ、静かに手を合わせた。ありがとうございます。(伊波賢一)

刀 剣 界

質問箱

第七回・新刀

回答者●冥賀 吉也



「新刀にはなぜ美濃伝系の刀鍛冶が多いのですか」という質問が寄せられていますので、お答えしましょう。

室町時代後期には、六〜七割は備前伝と美濃伝が占めています。ところが、新刀期(慶長五年(一六〇〇)関ヶ原の戦以降)に入ると、約七割が美濃伝系の刀鍛冶によって占められ、備前伝が大きく減少してしまいました。その理由として、次の三つが考えられます。

- ①天正十八年(一五九〇)の吉井川大洪水
- ②織田信長の樂市樂座令
- ③美濃刀の魅力

それぞれについて詳しく見てみましょう。

◎備前鍛冶の壊滅
吉井川の大洪水は下流にあった備前長船村を壊滅させ、備前鍛冶はほぼ全員溺死してしまったと言

います。その後の備前刀がほとんど見られないことは、その事実を物語っています。

天正十八年から新刀期の入り口である慶長五年まではわずかに十年しかなく、この間、備前伝を継承する刀工は現れませんでした。

それから約六十年を経て、慶安(一六四八〜五二)のころ、備前伝の特色である丁子乱れや乱れ映りを表すソボロ助広がよくよく出現するのです。少し遅れて寛文(一六六一〜六三)のころ、石堂一派(江戸・大坂・紀州・福岡)や備前鍛冶の上野大塚祐定らが活躍しますが、古刀期の備前物のような隆盛は見られませんでした。

◎美濃鍛冶の全国展開
戦国末期から慶長年間にかけて、全国各地で有力大名による都市型の城造りが行われました。その折、城下には武家屋敷のほかに

職人町・商人町の区割りがなされ町の発展が図られました。大名たちは優れた刀鍛冶を招致するために鍛冶町をつくり、さまざまな優遇措置を講じたのではないでしょう

か。これを少しさかのぼる天正四年(一五七六)、織田信長によって安土城下で樂市樂座が行われました。諸大名がこのモデルケースを町づくりの参考にしたことには間違いありません。

さらに、信長の樂市樂座令により関の鍛冶座が崩壊し、美濃鍛冶たちは座の掟に拘束されることなく、新天地を求めて自由に全国各地に向かうことができました。

この時期に全国各地に展開した関の刀工たちは凶に示す通りですが、その後江戸時代を通して何代も続き、さらに枝分かれして広がりをみせ、美濃伝が新刀期の七割を占める要因となるのです。

◎美濃刀の特徴
当時、美濃刀は切れ味が優れていることや、折れず曲がらず実用刀として大いに定評がありました。

またまた戦乱の収まらない時期であり、諸大名は関鍛冶を高く評価し、城下に優れた刀工を受け入れようとしたのです。

室町期の関鍛冶の作風の特徴は、①姿：切れ味重視のため、重ねはやや薄く、平肉の乏しいものが多い。

②地鉄：板目が流れ杓がかるものもあって、総じて白けてい

令和二年四月七日、新型コロナウイルス感染者が多い七都道府県に緊急事態宣言が発令された。追って、四月十六日には全国に拡大された。

わが家は既に戒厳令下にあったようなもので、自粛、ステイホームに入っていた。この二カ月弱の間、流行り物にはいろいろと手を出した。断捨離、保育園を休んで暇を持て余す息子とボードゲームにパン作り、マスクをしてのジョギング、会えない仲間とのオンライン飲み会に、居酒屋のテイクアウト弁当……。前代未聞の事態に、私はしばらく思考停止に陥っていた。

しかし、人とは案外上手くできていたもので、悪い状況にもいざれ慣れる。そして、その中で少し楽しいことを探そうとするようになる。それにしても、こんなに仕事をしなかったのは何年ぶりだろう。

息子の保育園入園と時を同じくして、全刀商に入会した。それ以降、全力で走り続けてきたと思う。その足元を力いっぱいすくわれたのだ。それはもう、見事にコケた。一生懸命に向かうものがなくなる(ただし、新刀期の美濃伝には白けるものはない)。

◎刃文：互の目が主体で尖り刃が目立ち、中には三本杉と称される独特な刃文や、頭の丸い兼房乱れ、箱がかった湾れ刃などもあり、表裏の刃が揃う傾向がある。

④帽子：乱れ込み、やや倒れて地蔵風になるものが多い。これに対して新刀期の美濃伝は、古刀期の作風を完全なまでに踏襲するのではなく、各自、各時代において、美濃伝を部分的に取り入れながら創意工夫を重ね、発展を続けました。

以上のようなさまざまな理由から、新刀期には美濃伝系の刀鍛冶が多いのです。

コロナの日々を振り返る

石井理子(美術刀装具 石井)

なるというのは、こんなに心が擦り減るのかと心底情けなかつた。「ああ、普通に仕事したい」とそんな言葉を日々漏らしていた。

日々「人との接触を八割減らしましょう」と、テレビで耳にしていた。おそらく私は、そうやってただろ。仕事関係、保育園のママ友、趣味の仲間、誰にも会わない。まるで、箱の中に籠もっているような感覚。SNSで消音を確認したり、オンライン飲み会をしていたが、やはり同じ場所と同じ空気感を味わえないのは物足りない。どこか空虚だ。寂しい。六月一日から保育園が再開し、とりあえず日常に戻った。全刀商の交換会も六月十七日から再開される。素直に嬉しい。また、奈良から東京への日帰り出張が始まる。帰りの東京駅のカフェで飲む一杯のビールの美味いこと！どれほど寝て眠くても、やはり仕事が好きなのだ。そして、何といっても一生懸命になりたいのだ。

この病気がいまだに決して終息していない。それを念頭に浮かれることなく、再スタートを切りたいと考えている。

甲冑の話

(二社)日本甲冑武具研究保存会

8

日本では今年の二月中下旬から始まった新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、さまざまな影響が出ています。この原稿を執筆している六月初旬の段階でも、特に首都圏では感染者の増加数が一日当たり二桁の状況が続いています。

そんな中、興味深かったのはSNSを通じて拡散した「アマビエ」など、古の伝説・妖怪をモチーフにして疫病退散を祈願するブームでしょうか。「アマビエ」は本来的には疫病退散を祈願するものではないのですが、

古来より疫病退散を祈願する行為は日本各地に伝わっています。が、今回は京都の祇園祭(祇園御霊会)注1について少しだけ触れさせてください。

この祭礼は貞観年間(八五九〜八七七)に始まったと考えられ、古くから御霊信仰を背景に疫病退散・平癒を祈願して催されたものと言われています。京都は日本の文化的政治的中心地であり、人口も集中していましたが、現在よりインフラの整備状況も悪く衛生環境も良くなかったため、たびたび

形(御神体)が着る衣装として用いられていた室町期の作と思われる「黒草威肩白胴丸(重要文化財)」など、中世に製作されたと考えられる祭礼用の甲冑が現在まで残っている例が一部の地域で時々見られます。ただ、祭礼用の甲冑と言っても当時のものは実戦で使用されていたものと全く同じです。

絵画資料に描かれている鎧武者たちの着ている甲冑に目を向けると、屏風絵などはどうしても小さく描かれているためその描写が何を表しているのか判然としないことも多いのですが、細かい所にその時代を感じさせるような描写があり非常に興味深いものです。

また、サントリ美術館や出光美術館で所蔵されている屏風絵では一人一人の人物の描写も大きいため、写実的に感じさせるものがあり、祭りの中でのこととはいえ当時の甲冑の着用の仕方を垣間見ることが出来る貴重な資料の一つと言えます。

実は近世に入って以降、祇園御霊会に甲冑武者が参加する割合は徐々に減少し、今日の祇園祭ではその行列の中に甲冑武者の姿を見ることができません。

正体の判然としない恐怖が眼前にあった時、人は何かにすがり祈らざるを得ないものなのでしょう。かつてそうだった祈りの場にも日本の鎧があったことを何となく頭の片隅に置いていただけたらと思います。

鎧のことについての発言及してしまいましたが、もちろん祇園祭に出ている山鉦やその文化的背景は日本の歴史を考える上でも非常に貴重な資料です。

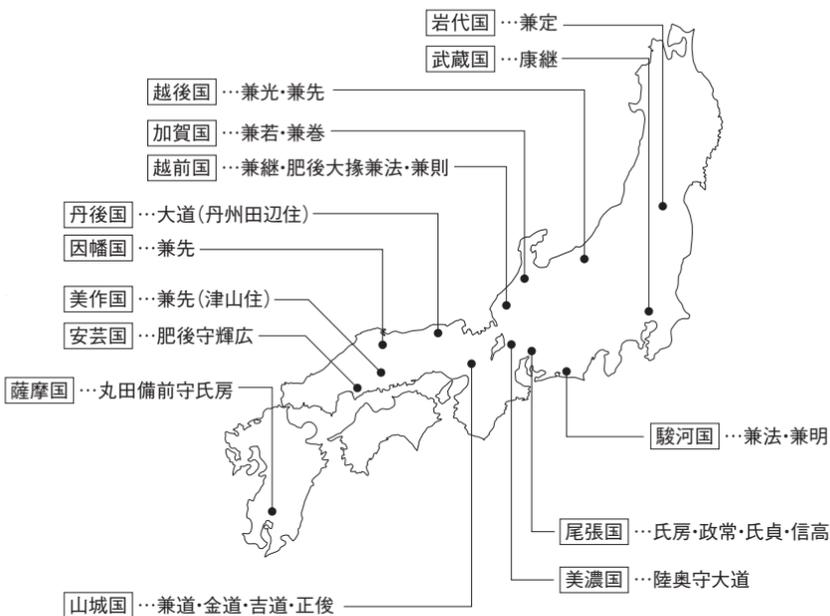
ご多分に漏れず、今年の祇園祭は中止となっていますが、このコロナ禍が落ち着いたら、一度ぜひご覧になってみてください。

注1 明治維新後、祇園御霊会は祇園祭と改称された。

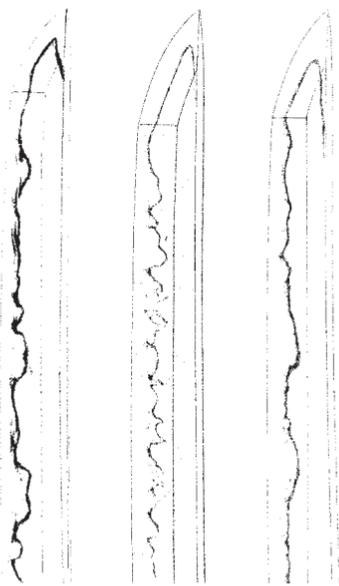
注2 中世、京都八坂神社に隷属した賤民。

(二) 一般社団法人日本甲冑武具研究保存会 評議員・佐々木亮

慶長ごろ各地に移動した主な関鍛冶



関出身の代表刀工の刃文



賀州兼若 越中守正俊 越前康継

関東大震災と刀剣界

川口 昉

資料
発掘

前古未會有の今回の震災はほとんど東京市の三分の二を灰燼にした。刀剣界の被害もまた決して少なくない。就中刀剣商は今回火災の危に遭った下町に多かったため、全滅と言つてよい。山の手にいた二、三の他は刀剣・小道具一物も出す事なく焼失してしまった。今記者の知っている中で罹災の人々を挙げれば、左の如くである。

- 杉山茂丸氏(愛剣家) 全焼 刀剣数百振焼失
- 杉原祥造氏(愛剣家) 別邸全焼 被書程度不明
- 本阿彌琳雅氏(鑑定家) 全焼 留帳全部焼失
- 本阿彌光遜氏(鑑定家) 全焼 台帳全部焼失
- 小倉右衛門氏(刀剣商) 全焼 名刀数百振焼失
- 橋本元佑氏(刀剣商) 全焼 刀剣・小道具焼失
- 湯川芳之助氏(刀剣商) 全焼 刀剣・小道具焼失
- 田口清治郎氏(刀剣商) 全焼 刀剣・小道具類無事
- 笹田傳治郎氏(刀剣商) 全焼 刀剣類少しく持ち出す
- 佐々木照則氏(刀剣商) 全焼 被書程度不明
- 飯田 巨氏(刀剣商) 全焼 被書程度不明
- 古川銚吉氏(刀剣商) 全焼 刀剣・小道具類少しく持ち出す
- 日野雄太郎氏(刀剣商) 全焼 刀剣・小道具類少しく持ち出す
- 平井千葉氏(研師) 全焼 刀剣・小道具類少しく持ち出す
- 小松邦芳氏(鞍師) 全焼 刀剣・小道具類少しく持ち出す

石川周八氏(研師) 全焼 刀剣・小道具類少しく持ち出す

藤代福太郎氏(研師) 全焼 刀剣・小道具類少しく持ち出す

土屋恒次郎氏(研師) 全焼 刀剣・小道具類少しく持ち出す

山嵜正治氏(鞍師) 全焼 刀剣・小道具類少しく持ち出す

岡安清八氏(研師) 全焼 刀剣・小道具類少しく持ち出す

杉山氏の刀剣類は全て網屋の倉庫に保管してあったが、網屋の蔵が落ちたので全部烏有に帰した。しかし、築地の住宅・台華社共に焼失したから、杉山氏の刀はどこへ置いても駄目だった。琳雅老は家財の幾分は持ち出したが、その持ち出し先で焼失してしまった。幸いに金庫が無事だったので、刀剣類その他貴重品は全部無事だったのは不幸中の幸いである。だが留帳三百冊は灰燼となった。この国宝とも言ふべき唯一の名刀戸籍原簿は再び得られない。本誌へその百分の一位運載したものが永遠の記念となった。返す返すも痛惜すべき事である。光遜氏は下座敷にあった品は取り出したが、二階まで手が回りかねて台帳全部焼失した。ただ研ぎを引受けてあった刀剣その他類の刀剣はことごとく無事に取り出した。網屋小倉氏は平生から刀剣を営業にしているよりも深き趣味を持っていて、名刀が手に入ればまず種々の拵をして楽しんでた。故に同氏の倉庫中には名刀数百振、これを時価に見積もれば優に

百万円と噂されていたが、蔵もろとも灰燼となった。これは本阿彌家留帳と共に今回の災害中、刀剣界の受けた最大の被害である。橋本元佑氏は金庫の中からわざわざ貴重品を持ち出して杉山半三郎氏の別邸へ避難したが、そこで焼けてしまったそうである。刀剣も小道具もあつたが、貴金属の方が多く、これも損害高は十数万円に上るそうである。

田口氏は大きな金庫が安全だったので、全部助かったということである。倉庫が役に立たぬ代わり金庫が役に立つことを今回は有力に証掘した。九段の遊就館は大破してほとんど使用できず、当日の観覧にも看守にも死傷者があつたそうだが、火を発生しなかつたため陳列品は無事らしい。

旧大名家では、駿河台の戸田家は焼失したが、有名な古備前正恒その他は安全なりしや否や不明である。秋元子爵家では井戸の中へ投げ込んで逃げたため焼失は免れたが、錆が甚だしかう。

谷森氏の蔵品はどうなつたか、浅草の松浦家は無事だったが、有馬家の名刀はどうなつたか、本所の藤堂家その他華族の蔵品が無事だったかはまだ不明である。安田善雄氏の焼死は惜しい事である。氏は刀剣は集めなかつたが、珍書蒐集家だけに刀剣に関する書籍が大分あつたが、無論それは松の屋文庫数十万冊の貴重書と共に烏有に帰した。

しかし、愛剣家が刀剣界の人々の中で悲惨な死を遂げた人の一人もいなかったのは何という仕合わせな事であろう。我々をはじめとして、今回の震災のために営業は休止となり、家財なく生活上の不安に襲われる人々も決して少なくはない。けれども吾人は健康なる体軀の存する限り、万難を排して斯道のために猛進する覚悟である。

地方の読者諸君もこの際、奮って声援あらん事を望む。いづれにしても南人社の助かつたのは奇跡の一つである。吾人は到底駄目と覚悟して、四日三晩家を捨て露宿した。老母と子供を連れていたから何一物持たない。焼ければ文字通りの赤裸で、焼けなかったら全部残るといふ賭博のような覚悟だった。それでも盗人が来てちよいちよい持っていったらしいが、そんな事は何とも思わない。

『日本刀』の紙型が全部印刷所に預けてあったために焼失したから、今後の再刊は不可能である。また、ほとんど出来上がりかけていた『縮刷刀工総覧』も焼失した。本誌九月号も一日に出来てくるところを焼かれてしまった。その他印刷所に預けてあつた書籍紙型約十八個全部祝融氏(祝融とは中国の「火を司る神」)の手に帰した。損害高もかなり大きい。一家の無事だった事が何よりである。東京の印刷所はほとんど全滅で、この際本紙を活字版で発行する事はほとんど不可能であるから、当分謄写版で発行する。九月号は休刊にして十月号から発行するが、いづれ年内に四冊発行して回復する覚悟である。

騰写版刷りとすると、第一に口絵が付けられない。しかしこれは、

口絵だけ刷る所が出来次第付ける考えである。第二に本文中に写真版の挿入木版その他を入れる事ができない。第三に内容が幾分減ずる事である。しかし、これらは追々に復旧する覚悟である。印刷所が復活すれば、直ちに活字の雑誌を発行する。吾人はこういつる際に決して挫折はしない。艱難来れば来るほど勇氣を奮い起す。最後に臨み、諸君の深き同情の御見舞いを感謝します。 川口生 九月廿九日

関東大震災における東京市の区別焼失面積

区名	全面積(m ²)	焼失面積(m ²)	焼失割合(%)
麹町	8,159,015	1,810,714	22.19
神田	3,073,898	2,885,732	93.88
日本橋	2,964,390	2,964,390	100.00
京橋	4,545,296	3,905,223	85.92
芝	9,389,808	2,236,403	23.82
麻布	3,971,544	1,544	0.04
赤坂	4,226,030	305,385	7.23
四谷	2,771,597	60,152	2.17
牛込	5,211,590	3,084	0.06
小石川	6,494,823	265,283	4.08
本郷	4,827,547	851,375	17.64
下谷	5,045,018	2,406,063	47.69
浅草	4,807,498	4,613,160	95.96
本所	6,076,846	5,759,124	94.77
深川	7,933,421	6,596,618	83.15
計	79,498,321	34,664,251	43.60

内閣府「災害教訓の継承に関する専門調査会」報告書(1923関東大震災)平成18年

私が出会った珍品・逸品

拵 志郎(愛刀家)

不思議で入念な目貫

この手法は初めて見た。特に著名な金工の作ではない。いづれも縦二・二cm×横一・四cm。裏目貫は臙銀地に両面彫りを基台に並べ赤銅・金色絵・夜光貝象嵌で表現する。表目貫は臙銀地の両面彫りを基台に、蝸牛を金銀摺割がして表現する。



図を返すと、葉脈を立体的に彫り上げ、また深く毛彫りを加え、そこに柱状の根足を握え裏であることがわかる。地板を裏表ともに立体的に掘り出した両面彫りに気づき驚く。銘は際端に「英随」とあり、決して著名な金工ではないが、克明で入念な作り込みが感じられた。通常の目貫であれば容彫りで足り、やや特殊な摺割であれば裏を擦って金工銘を入れて足りる。なぜ隠れてしまう裏まで克明に

彫り上げ、柄に巻かせ使用したのか。この不思議な疑問を漂わせながら、蝸牛は早朝に桑の葉の裏側に張り付き触角を伸ばして動き、夕べには葉の裏の露を喜び現れ、怪しく光る。思うに、主題の生霊の昼夜を強調するために葉の表裏の葉脈を克明に彫り上げる表現をしたと考えた。

その時突然、並はピカピカと光った。よく見ると尻尾に夜光貝が嵌められ輝く工夫が施されていた。それにしても、ミステリアスによくできている。こんな発見をする機会に恵まれるのも刀装小道具に遊ぶ楽しみであり、そんな場面を提供して下さる『刀剣界』の啓蒙のおかげであります。

とを決めた。膝丸は連合国軍司令部(GHQ)に接収されたため、白鞘には英文で書かれた貼り紙がそのまま残る。

源氏の重宝「膝丸」の刀箱を 浄財で新調

大覚寺(京都市右京区)所蔵の太刀「薄緑」(膝丸、重要文化財)は、北野天満宮所蔵の「髭切」と並んで源氏の重宝とされる。一昨年、京都国立博物館で開催された特別展「京のかたな」を機にあらためて調査したところ、菊と桐の飾り金具が付いた長さ約一六〇cmの刀箱は、同寺に伝わる別の刀のために作られた箱であることがわかった。そこで、経年劣化で鞘も割れてきているため、刀箱や鍔と合わせて新調すること

新たな箱は漆塗りの外箱と桐材の内箱の二重箱となる。内箱には膝丸を収める新しい白鞘と貼り紙が残る古鞘、「薄緑太刀伝来記」や寄進者の名前を記した巻子を収納する。大覚寺では新調にかかる浄財を募る「薄緑(膝丸)結縁プロジェクト」を立ち上げたところ、短期間に当初の金額目標を達成できる見通しとなった。寺では「刀を未来に残すプロジェクト」を通して多くの人が仏縁を結ぶ機会になればありがたい」としている。

「刀剣評価鑑定士」認定試験問題の監修結果②

既報の通り、「刀剣評価鑑定士」認定試験問題については、該当する事項を警察庁の担当部署にて監修願えないか依頼し、承諾を頂いていたが、このほど作業を終えて回答を得た。そこで、「警察庁における修正意見」を加えた試験問題例を紹介する(二重線、太字は修正箇所)。

■銃砲刀剣類所持等取締法などに関する問題
[問題] 登録済みのを受けた刀剣類を第三者に単に貸し付けたり、保管委託をした場合、所有者を変更する等の届け出は届かす必要がない。○か×か。 正解 ○×

[問題] 刀剣類の登録証について、現物ではなく写しを付帯して研磨を依頼したが、問題はないか。正しいものを下から選びなさい。

①現物紛失の恐れがあるので、写しでやむを得ない

②登録証は刀剣類とともに移動しなければならない 正解 ②

[問題] 登録を受けた銃砲または又は刀剣類を移動・運搬・保管委託する場合は、常に登録証を付随しなければならない。○か×か。 正解 ○

[問題] 銃砲または又は刀剣類を自宅において発見した際は、速やかに所轄最寄りの警察署に連絡して発見したことを報告するが、その際に銃砲または刀剣類を移動させずに電話することが重要である。届け出なければならない。○か×か。 正解 ○

[問題] 何人も、業務その他正当な理由による場合を除いて、模造刀剣類(金属で作られ、かつ、刀剣類に著しく類似する形態を有するもの)を携帯してはならない。○か×か。 正解 ○

[問題] 「銃砲刀剣類登録証」を万一紛失した場合は、速やかに発行元の登録の事務を行った都道府県教育委員会に届け出てその再交付を受けなければ、その指示に従わなくてはならない。○か×か。 正解 ○

[問題] 登録を受けた銃砲又は刀剣類の名義変更は、前所有者と現所有者のどちらが行わなくてはならないか。 正解 ○

①前所有者 ②現所有者 正解 ②

[問題] 次のうち、いずれが正しいか。

①「模造刀剣類」は刀剣類に「著しく類似する形態を有するもの物」と規定されている。「著しく類似する形態を有する」とは、普通の人が見ても通常人の注意力をもってしては、本物の刀剣類と見分けがつかない程度に外観上の類似性があるものである。

②「模造刀剣類」は刀剣類に「著しく類似する形態を有するもの物」と規定されている。「著しく類似する有するを形態」とは、警察官が見て判断する。 正解 ①

[問題] 登録を受けた刀を入手した際、入手した日から何日以内に所有者変更届をしなければならないか。

①2週間 ②20日 正解 ②

[問題] 登録済みの刀剣類を試験研究、研磨または若しくは修理のため、または又は公衆の観覧に供するため、貸し付けまたは又は保管の委託をした場合に限りにおいては、所有者を変更する等の届け出届はしなくてよい。○か×か。 正解 ○

[問題] 登録を受けた刀剣類を運搬する際、刃鋒登録証を紛失しないようカラーコピーをして刀剣に付け、原本は金庫にしまって保管した。○か×か。 正解 ×

[問題] 登録証不要な業務その他正当な理由がなく模造刀を腰に差携帯して、街を歩いた。○か×か。 正解 ×

[問題] 家の建て替えて無登録の刀剣類を発見した場合、最初にどこに届け出ればよいか、正しいものを次の中から選びなさい。

①登録の事務を行った教育委員会

②最寄りの警察署 正解 ②

[問題] 登録証を紛失したので再交付をしてもらったが、後で旧登録証が見つかった。旧登録証の扱いについて、次の中から正しいものを選びなさい。

①旧登録証は無効であるので、発見者の住所の所在する都道府県の教育委員会へ返納する

②旧登録証は有効なので、再交付を受けた登録証を登録の事務を行った都道府県の教育委員会へ返納する 正解 ①

[問題] 終戦直後、日本刀は連合国側から武器と見なされ、多くが接収された。その後、美術品として価値のある善意の一般市民の所有する日本刀に限らずについては、公安委員会の許可を受けて所

持できることになり、「所持許可証」が発行された。現在もその所持許可証は有効で、それが付いている日本刀を所持することは違法ではない。○か×か。 正解 ×

[問題] 登録証の原本は紛失したがなく、登録証のコピーが付随する刀剣類を知り合いから購入したので、名義を変えるため、登録の事務を行った教育委員会へ所有者変更届出書を出そうと思う。○か×か。 正解 ×

[問題] 刃登録を受けた刀剣類を宅配便で送るときは、登録証のコピーを添付し、本証は別便で送る。○か×か。 正解 ×

■古物営業法などに関する問題
[問題] 重要品触れの保存期間中に誤って当該品触れに係る古物を受け取った場合、買い主である古物商はどのようにしなくてはならないか。次の中から正しいものを選びなさい。

①無条件で返却する ②代金引換で返却する

③直ちに警察官に届け出る ④直ちに所轄最寄りの警察署に連絡して発見したことを報告する

正解 ③

[問題] 刀剣商を業とする者が最初に取得し、行商や競り売りの際、常に携帯しなければならないものは何か。次の中から正しいものを選びなさい。

①古物商許可証 ②運転免許証 正解 ①

[問題] 売買もしくは若しくは交換のため、または又は売買もしくは若しくは交換の委託により、古物を受け取り、または又は引き渡したときは、その都度、帳簿等に内容の記載をし、または又は電磁的方法により記録をしておかなければならない事柄は何か。次の中から正しいものを選びなさい。

①相手方の住所、氏名、職業および年齢 ②相手方の住所、氏名、職業および電話番号

③取引の年月日、古物の品目及び数量、古物の特徴、相手方の住所、氏名、職業及び年齢、相手方を確認する際にとった措置の区分等

④古物商が品触れを受けたときは、当該品触れに係る書面に到達の日付を記載し、その日からこれを保存しなければならないが、その期間はどれだけか。次の中から正しいものを選びなさい。

①6カ月間 ②1カ月間 正解 ①

[問題] 同一の都道府県に複数の店舗を有している、営業所の名称が異なる場合であっても、異なる地域営業所ごとに古物商許可を取得しなければならない。○か×か。 正解 ×

[問題] 古物を一般の方から買い受ける場合(仮設店舗において古物営業を営む場合において、あらかじめ、その日時及び場所をその場所を管轄する公安委員会に届け出たときを除く。)は、「自身の営業所」「相手方の住所または又は居所」以外での買受けは、古物営業法違反となる。○か×か。 正解 ○

[問題] インターネット利用やFAX、電話による受付など、取引相手と対面しないで古物の買受け等(非対面取引)を行う場合、運転免許証のコピーを送ってもらえば違法な買取りとならない。○か×か。 正解 ×

[問題] 古物商が取引相手と対面で古物の買受け等をする際の相手方の真偽の確認方法には、相手方の自動車運転免許証等の身元を確かめるに足りる資料身分証の提示を受けて確認する方法がある。○か×か。 正解 ○

[問題] 古物台帳古物商が、古物を買受け、若しくはは交換し、又は売却若しくはは交換の委託を受けるに当たり、帳簿等には、相手方の職業・年齢は記載しなくてよい場合がある。○か×か。 正解 ○

[問題] ホームページ利用やFAX、電話による受付など、取引相手と対面しないで古物の買受け等(非対面取引)を行う場合、運転免許証のコピーを送ってもらえば違法な買取りとならない。○か×か。 正解 ×

[問題] 古物商が取引相手と対面で古物の買受け等をする際の相手方の真偽の確認方法には、相手方の自動車運転免許証等の身元を確かめるに足りる資料身分証の提示を受けて確認する方法がある。○か×か。 正解 ○

[問題] 古物台帳古物商が、古物を買受け、若しくはは交換し、又は売却若しくはは交換の委託を受けるに当たり、帳簿等には、相手方の職業・年齢は記載しなくてよい場合がある。○か×か。 正解 ○

[問題] ホームページ利用やFAX、電話による受付など、取引相手と対面しないで古物の買受け等(非対面取引)を行う場合、運転免許証のコピーを送ってもらえば違法な買取りとならない。○か×か。 正解 ×

[問題] インターネット利用やFAX、電話による受付など、取引相手と対面しないで古物の買受け等(非対面取引)を行う場合、運転免許証のコピーを送ってもらえば違法な買取りとならない。○か×か。 正解 ×

[問題] 古物商が一般の方から買い受ける場合(仮設店舗において古物営業を営む場合において、あらかじめ、その日時及び場所をその場所を管轄する公安委員会に届け出たときを除く。)は、「自身の営業所」「相手方の住所または又は居所」以外での買受けは、古物営業法違反となる。○か×か。 正解 ○

[問題] インターネット利用やFAX、電話による受付など、取引相手と対面しないで古物の買受け等(非対面取引)を行う場合、運転免許証のコピーを送ってもらえば違法な買取りとならない。○か×か。 正解 ×

[問題] ホームページ利用やFAX、電話による受付など、取引相手と対面しないで古物の買受け等(非対面取引)を行う場合、運転免許証のコピーを送ってもらえば違法な買取りとならない。○か×か。 正解 ×

[問題] インターネット利用やFAX、電話による受付など、取引相手と対面しないで古物の買受け等(非対面取引)を行う場合、運転免許証のコピーを送ってもらえば違法な買取りとならない。○か×か。 正解 ×

[問題] ホームページ利用やFAX、電話による受付など、取引相手と対面しないで古物の買受け等(非対面取引)を行う場合、運転免許証のコピーを送ってもらえば違法な買取りとならない。○か×か。 正解 ×

ページに表示しなければならない。○か×か。 正解 ○

※「その取り扱う古物に関する事項と共に」表示しなければならないため、取り扱う古物を掲載している個々のページに表示するのを原則としている。

[問題] 古物商の許可は、以下のいずれから受けるのが正しいか。

①都道府県の教育委員会 ②都道府県の公安委員会 正解 ②

[問題] 古物商の欠格事由で、正しいのはいずれか。

①古物営業法第24条の規定により古物営業の許可を取り消された日から起算して5年を経過しない者

②古物営業法第24条の規定により古物営業の許可を取り消された日から起算して3年を経過しない者 正解 ①

※改正法の施行日からは、「第24条」が「第24条第1項」となる。

[問題] 古物営業法において、いわゆる古物商の防犯三大義務と呼ばれるのは、「取引相手の確認義務」「不正品の申告義務」と、あと一つは次のいずれか。

①帳簿等への記載等及びその保存記録義務

②コンピュータへの記録義務 正解 ①②

※取引の記録義務として「帳簿への記載」「電磁的方法による記録」の両方が認められているため、設問は①②の両方が正解となる。

※古物営業法で古物商・古物市場主に課している様々な義務のうち、「取引相手の確認義務」「不正品の申告義務」「帳簿等への記載等及びその保存義務」の義務を「古物商の防犯三大義務」として、過去に通達で示している。

[問題] 古物商が古物を買受け受ける取替するときのうち、国家公安委員会規則で定める古物に係る取引を除き、相手方の真偽の確認と帳簿等への記載等記録の義務が免除される場合として、正しいのはいずれか。

①対価の総額が3万円未満で買受け受ける場合

②対価の総額が1万円未満で買受け受ける場合 正解 ②

※買受け受ける物品が、バイク、ゲームソフト、書籍、CD・DVDである場合は、対価の総額が1万円未満であっても、この義務は免除されない。

[問題] 古物営業において、営業内容変更の届出を要するもので正しいのは、次のいずれか。

①管理者の居所が変更になったとき

②管理者の住所が変更になったとき。 正解 ②

※変更の届出をするときは、法5条第1項の規定により公安委員会に提出した許可申請書の記載内容に変更があったときである。

[問題] 古物商が行うホームページを利用した古物取引において、正しいのは次のいずれか。

①ホームページを利用して古物を買うだけならURLの届け出は不要

②ホームページを利用して古物を買うだけでもURLの届け出は必要 正解 ②

[問題] 古物商が一般人から買受け受けた古物または古物が盗品又は遺失物であった場合、被害者又は遺失者等が無償でその古物の返還を請求できる期間で正しいのは、次のいずれか。

①その盗難又は遺失のときから1年間

②その盗難又は遺失のときから2年間 正解 ②

[問題] 古物の買受け受ける取替を行わず、古物を売却すること又はまたは自己が売却した物品を当該売却の相手方から買受け受けることのみを行う営業の場合は、古物営業商に該当するか否か。

①該当する ②該当しない 正解 ②

[問題] 古物の買受け買受及び売却の記録(帳簿、伝票等)を営業所等に保存しておかなければならない期間で正しいのは、次のいずれか。

①最終記録日から3年間

②最終記録日から5年間 正解 ①

[問題] 古物営業の許可についての説明で正しいのは、次のうちどれか。

①わが国では古物を扱う営業を許可制とし、警察署の許可を受けた者もただけに古物営業が認められている。

②わが国では古物を扱う営業を許可制とし、古物営業は公安委員会の許可を受けた者もただけに古物営業が認められている。 正解 ②